

## 短期滞在手術基本料の見直し

骨子【重点課題 1-1-1-(1)】

### 第1 基本的な考え方

一定程度治療法が標準化し、短期間で退院可能な手術・検査が存在していることを踏まえて、短期滞在手術基本料の対象となる手術を拡大するとともに、一部の検査についても対象とする。また、包括範囲を含む評価のあり方を見直すとともに、当該評価の対象となる患者の平均在院日数の計算方法について、見直しを行う。

### 第2 具体的な内容

1. 短期滞在手術基本料について、名称を短期滞在手術等基本料と改め、対象の手術を拡大するとともに、一部の検査についても対象とする。なお、診療所については対象外とする。また、包括範囲を全診療行為とし、該当する手術、検査を入院5日目までに実施する患者については、他に手術を実施した患者を除き、短期滞在手術等基本料を算定することとする。入院日6日以降は通常通りの診療報酬を算定する。

現 行	改定案
<p>【短期滞在手術基本料 3】 5,703点</p> <p>[包括範囲]</p> <p>入院基本料、入院基本料等加算、医学管理等、検査及び画像診断の一部、除外薬剤、注射薬を除く投薬及び注射、リハビリテーション及び精神科専門療法における薬剤料、1,000点未満の処置並びに病理診断の病理標本作成料に限る</p>	<p>【短期滞在手術等基本料 3】</p> <p>※ 点数は手術、検査ごとに設定。</p> <p>[包括範囲]</p> <p>全診療報酬</p>

[対象手術]

K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア（15歳未満に限る）、K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（15歳未満に限る）

[対象手術等]

K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア（削除）、K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（削除）、K008 腋臭症手術 2 皮膚有毛部切除術、K093-2 関節鏡下手根管開放手術、K196-2 胸腔鏡下交感神経節切除術（両側）、K282 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合口その他のもの、K282 水晶体再建術 2 眼内レンズを挿入しない場合、K474 乳腺腫瘍摘出術 1 長径5cm未満、K617 下肢静脈瘤手術 1 抜去切除術、K617 下肢静脈瘤手術 2 硬化療法、K617 下肢静脈瘤手術 3 高位結紮術、K721 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術 1 長径 2 cm未満、K721 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術 2 長径2cm以上、K743 痔核手術 2 硬化療法（四段階注射法）、K867 子宮頸部（腔部）切除術、K873 子宮鏡下子宮筋腫摘出術、D237 終夜睡眠ポリグラフィー 1 携帯用装置を使用した場合、D237 終夜睡眠ポリグラフィー 2 多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合、D237 終夜睡眠ポリグラフィー 3 1 及び 2 以外の場合、D291-2 小児食物アレルギー負荷検査、D413 前立腺針生検法

2. 短期滞在手術等基本料3のみを算定した患者については、平均在院日数の計算対象から除く。なお、6日以降も入院している場合については入院日から起算して平均在院日数の計算対象に含める。

現 行	改定案
<p>[平均在院日数の計算対象としない患者]</p> <p>精神科身体合併症管理加算を算定する患者、(中略)、短期滞在手術基本料1を算定している患者。</p>	<p>[平均在院日数の計算対象としない患者]</p> <p>精神科身体合併症管理加算を算定する患者、(中略)、短期滞在手術等基本料1を算定している患者、<u>短期滞在手術等基本料3を算定している患者(6日目以降、入院している患者を除く)</u>。</p>